

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合

(第 4 回会合)

2014 年 7 月 3 日 (木)

(14:00 ~ 16:00)

国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

それでは時間になりましたので、これより国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第4回会合を開催させていただきます。本日はお忙しい中ご参加頂き、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、JBIC経営企画部の牛田と申します。ひとつよろしく願いを致します。

本日は、前回に引き続きまして個別論点についての議論をさせていただきます。こちらのほうで論点の整理表というのを準備しておりますので、もし、ご入室の際に配布をさせていただきますのはずでございますけれども、お持ちでない方がいれば、後ろのほうに準備しておりますので、言って頂ければと存じます。

この論点整理表の中で、前回は項番1まで議論をしておりますので、本日は項番2からスタートをするということになります。今日の時間でございますけれども、16時まで、4時までというふうにしておりまして、それまでに議論をできるところを順次、2番から順番にやっていくという形に致します。

事前の連絡におきましては、最大項番の6番まで議論をさせて頂くというふうにしておりますけれども、仮に途中で時間が来た場合は、残りの論点については次回以降に回させて頂くということを考えております。次回につきましては、既にホームページで連絡をさせて頂いておりますけれども、7月の14日月曜日、14時から16時ということでございますので、ひとつよろしくお願い致します。

最初に、スタートの前にいつものとおりのご連絡でございますけれども、この会合の議事録につきましては、透明性確保の関係から後日公表をさせていただきます。ただ、一方でご出席頂いている皆様のプライバシーの確保という観点もございますので、映像や写真の撮影は控えて頂きたいと。ただ、録音をされる分には構いません。ただ、一方で録音をされた音声の公表ということは控えて頂きたいと存じます。ここはひとつご理解、ご協力のほど、よろしくお願いを致します。

ではまず、JBIC/NEXIの方から何かあればお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日もお忙しいところ、多数ご参集頂きまして誠にありがとうございます。まず、私どもの方から、前回、6月12日の第3回会合以降の動きを3点ほどご報告させて頂きたいと思えます。

1点目が、6月16日付で、JACSESの田辺様から追加の質問およびご提言を頂きまして、それをホームページのほうにアップさせて頂いています。それから2点目でございますけれども、論点整理表の改訂版、これを7月1日付で、私どもJBIC/NEXIのホームページのほうにアップさせて頂いています。本会合の直前となって申し訳ないのですが、今回

議論する論点、行って項番6までですけれども、については基本的には変更は行ってございません。

また、今回、項番の16までJBIC/NEXIの考え方を追加で記載させて頂いておりますので、次回以降、事前にお目通しを頂ければと思っております。それからあと、先ほどご紹介しました6月16日付で頂戴しましたJACSES、田辺様からの追加の提言、これも関連資料ですけれども、追加をさせて頂いております。

それとあと、3点目でございますけれども、昨日、FoE Japan様より項番の6にかかるコメント、質問を頂きました。これについては先ほどJBIC/NEXIのホームページにもアップを完了しております。それとあと、後ろのほうにも資料として準備してございますので、必要があれば後ろの方からお取り頂きたいと思えます。

前回の議事録でございますけれども、ホームページのアップが遅れておりまして誠に申し訳ございません。業者の方からはドラフトが上がってきているんですけども、専門用語のところでかなりの誤変換、誤字脱字というのがございましたので、今ちょっとその修正に手間取っているところでございますが、これにつきましても、できれば今週中、遅くても来週の早い段階ではホームページにアップできるように作業を進めさせて頂きたいと思っておりますので、少々お待ち頂ければと思っております。

それから、第2回でJBICの方からご説明させて頂いた実施状況調査の質問への回答については、まだ幾つか積み残しの回答があったと思えますけれども、これにつきましては、追加で頂いている質問の分と合わせて現在、鋭意、回答を準備中でございますので、準備完了次第、これも直ちにホームページのほうにアップさせて頂きますので、もうちょっとお待ち頂けますでしょうか。

それと、あとは実施状況報告、これについての、実査報告につきましても、現在、5月の末に最後の実査を行っておるんですけども、それも踏まえた、どういう形で公開するかといったようなレポートの内容を今、準備しているところでございますので、これも本当に申し訳ないんですが、でき次第必ずアップをさせて頂きますので、もうちょっとお待ち頂けますでしょうか。といったところが本日までの前回会合以降の動きでございます。

【司会】

ありがとうございます。では、早速でございますけれども、個別の論点を論点整理表に沿って進めていきたいと思えます。これまでとまた同様でございますけれども、ご発言をされる場合は手を挙げて頂いて、所属、それからお名前のほうをお願い致します。匿名を希望される場合は匿名ということで発言をされるということでも構いません。また、議事録だけ匿名にしたいという場合は、そのように言って頂ければ議事録だけ匿名という扱いも可能でございますので、なんなりとお願いを致します。

では、本日は項番2からということになっておりまして、前回もご説明をしておりますけれども、論点を提起されたところから、主体からまずは趣旨説明というか、背景という

か、補足などなどをまずは説明を頂き、その後、議論を進めていくということにさせていただきます。項番2につきましてはJBIC/NEXIからの提言でございますので、まずはJBIC/NEXIから趣旨説明あるいは背景、補足等、あればお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

引き続きまして、国際協力銀行の稲葉でございますけれども、項番の2の趣旨説明をさせて頂きたいと思います。第1回のコンサルテーション会合におきまして、OECDのコモンアプローチの改訂内容についてご紹介をさせて頂きました。今回のOECDコモンアプローチの改訂におきまして、参照すべき基準に関する修正がございました。これをJBIC/NEXIの環境ガイドラインに反映しようと、そういうものでございます。

具体的にはこの論点整理表のJBIC/NEXIの所に3点書かせて頂いておりますけれども、非プロジェクトファイナンス案件は世銀のセーフガードポリシー、またはIFCのパフォーマンススタンダード、PF案件と同等のストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトに参加する他の主要金融機関がIFCのパフォーマンススタンダードを採用している場合はIFCのパフォーマンススタンダード、それからPF案件、これについては従来同様、IFCのパフォーマンススタンダードを使うと。

それとあと、今回のコモンアプローチで新たに明示されておりますEHSガイドライン、これを私どものガイドラインの中でもベンチマークとして明記する。対象セクターにEHSガイドラインがない場合は、これもコモンアプローチの規定のとおりなんですけれども、適切な国際的に認知された基準ということで、例えば原発の案件であれば原子力安全条約だとか、IAEAの基準だとか、水力発電の案件であれば世界ダム委員会レポートといった、OECDのコモンアプローチで規定されている基準を、これも私どもの環境ガイドラインの中に明記をしていこうということを考えているものでございます。

【司会】

ありがとうございます。続いて産業界の方からもご意見を頂戴しておりますので、補足で何かございましたらよろしくお願いを致します。

【日本貿易会 平尾様】

産業界と致しましては、国際的なルールが改正されて、それに従ってJBIC/NEXIさんの環境ガイドラインがそのルールの中で改定されるという部分については全く異存はございません。それ以外の他国ECAとかで実施されていないような部分についてまでというのは、競争力の関係でイコールフットینگが確保されなくなるということで、OECDの環境コモンアプローチの範囲内でJBIC/NEXIさんのガイドラインを変えることについては異存はないということでございます。

【司会】

ありがとうございます。本件につきまして追加でご意見等がございましたらお願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺と申します。JBICさんのご提言内容については異論はないんですが、1点確認したいのは、ガイドラインにおける改訂箇所ございまして、具体的に、これは5ページのカッコ4の環境社会配慮の適切性を確認するための基準の3段落目に該当するかと思っていますが、3段落目に「さらに」っていうふうに冒頭始まっていて、世銀のセーフガード政策と、あと、国際金融公社のパフォーマンススタンダードっていう5行目までの部分の改訂なのか、それともそれ以降、「また」以降も含めた改訂なのかということをちょっと確認させて頂ければと思います。

【司会】

ありがとうございました。

【国際協力銀行 稲葉】

ご質問ありがとうございました。「さらに」以下、「また」の前までの改訂を考えております。具体的な文言については、一通りこれ、項番が全部終わったところでパブリックコメントなりにかかる改定案みたいなものを準備させていただきますので、コンセプトは今日ご説明した内容、基本的にはコモンアプローチで決まったことをそのまま淡々と落とし込むという文言をこちらのほうで準備させていただきますので、語句のほうはそちらを後日ご確認頂くということでよろしゅうございますでしょうか。

【JACSES 田辺様】

大丈夫です。

【国際協力銀行 稲葉】

それとあと、その語句を今後ご参照頂くということになるんですけども、5年に1度のこのJBIC/NEXIの環境ガイドラインの改訂を待たずに、その間に、その前にOECDのコモンアプローチのほうで改訂された場合は、それが自動的に反映されるような文言を、ちょっと工夫して、そのOECDのコモンアプローチが改訂されてから、5年に1度のJBIC/NEXIの環境ガイドラインの改訂プロセスまでの間、齟齬が生じないような文言を工夫して入れられないかなということも考えておりますので、その辺もアイデアとかご意見があれば、今後、ご相談させて頂きたいなと思っておりますが、よろしくお願い致します。

【司会】

ありがとうございました。項番2について他に何かご意見等、ご質問等、ございますでしょうか。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。先ほど稲葉さんの方からJBICさんのガイドラインについての説明はありましたけれども、私どものほうも同様な箇所、記載ぶりは若干違ってありますが、同様な箇所の改訂ということで考えたいというふうに思っております。以上でございます。

【牛田】

ありがとうございました。では、追加の質問、コメント等、ないようでしたら、次、項番3に進ませて頂きたいと思います。3につきましてはNGOの皆様から頂いておる提言でございますので、NGOの皆様から趣旨説明、あるいは背景、補足等、お願いを致します。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺と申します。この提言はNGO提言の1に該当するものでして、JBIC/NEXIが開発事業の調査段階で支援を行う場合に、本体工事が含まれない案件の場合に、本体工事の影響に応じたカテゴリー分類となるべきであるという提言でございます。

これに関しては、5月9日の実施状況調査に関する質問ということで、質問3に該当しまして、その後、6月12日付にこのカテゴリーA案件、本体工事はカテゴリーA案件に相当するが、調査のみで本体工事は行われない案件というのは該当がないという回答だったんですが、こちらの提言書で示させて頂いたデリー・ムンバイ産業大動脈開発公社が調査段階のみ行われる案件ではないかというふうに考えていて、それに関する追加調査、質問をさせて頂いたと。まだ回答がないので、この点が明らかになった上で再度検討する必要があるのかなというふうに思っている次第です。

具体的には、この調査段階で配慮すべき項目というのは、主にガイドラインの第2部で組み込まれていまして、そういった同様の要件はJICAにもございまして、JICAも調査案件に関してもそれらを配慮する必要があるという形になっておりますので、JBIC同様に調査案件だからといってガイドラインをカテゴリーCにするとしたことではなくて、カテゴリーAに相当する準備段階においても、きちんと配慮すべき項目は配慮する、確認をするといった形にするべきではないかというふうに考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。これに対するJBIC/NEXIのお考えについてお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

JBICの稲葉でございます。NGOの方からのご提言では、これ、インドのデリー・ムンバイ、我々の中でDMICDCと呼んでいる企業向けの出資案件、これについて例示がなされておりますけれども、個別案件については、このコンサルテーション会合の場でその是非を議論の対象としないという原則があるんですが、一方で、本件について、このテーマについてはこのDMICDCの事例に基づいて話をした方が、その是非を論じるということではなく、それをそれぞれ共通の認識の対象として議論をさせて頂いたほうが、議論がかみ合うのかなと思っております、まずはちょっとこの場で本件、個別案件なんですけども、そういう形でこのDMICDCについての事実関係をご説明させて頂くということを考えておるんですけれども、皆様、よろしゅうございますでしょうか。ということで、一応ご了解を頂いたということで進めさせて頂きたいと思えます。

私どもが出資をさせて頂きましたDMICDC、ここはどういうことをやる会社かと申しますと、デリー・ムンバイのインフラをインド政府としては色々これから進めていきたいということを考えている中で、そのプロジェクトに関するF/S調査、それからあと、現地の許認可の取得支援、コンサルタント業務みたいなものなんですけれども、そういったことを実施する企業でございます。

本行の出融資の対象となるこういったF/S調査や許認可取得の支援業務というのは、そもそもその業務自体はデスクワークというか、F/Sを作ったりとか、それから役所に行って許認可を取るサポートをするという業務でございまして、私どもが出資している事業そのもの、これについては環境に影響を与えないということからカテゴリCとしているものでございます。

それで、仮にこのF/S調査や許認可取得支援業務をやった結果、将来プロジェクトが実施されることになり、そのプロジェクトにJBIC/NEXIがお金を付けてくださいというような話になった場合には、その時点でJBIC/NEXIの環境ガイドラインに基づいてカテゴリ分類を行い、それぞれのカテゴリに応じた環境社会配慮の確認を行う、そういうふうな整理で私どもはこれをカテゴリCとさせて頂いた経緯がございます。

仮にですけれども、私どもが出資する先の会社がF/S調査や現地許認可取得支援だけではなくて、その先の将来のプロジェクトへの出融資も行う会社にうちが出資した場合であれば、かつ、我々が出資したお金、もしくは融資したお金がそのF/Sとか現地の許認可の取得支援業務だけではなくて、最終的なプロジェクトに転貸されるとか転出資されるとかというような場合には、それは我々がその会社に出資なり融資を決めた時点で、その先のプロジェクトについてもちゃんとガイドラインに基づいて環境社会配慮確認をしているかどうかを確認させて頂くというのが考え方でございます。

それで、ちなみに他のECAはどうしているかなんですけれども、米輸銀につきましては、F/S調査などのプレ・プロジェクトサービスが出融資対象の場合はカテゴリCとしまして、うというような規定をしておりますので、それと横並びで見ても我々が出資する対象が、

出融資する対象がF/S業務とか現地の許認可取得支援業務に限定されている場合であれば、横並びというか、変なことはしてないのかなというふうに考えております。

それから、あとは仮にですけれども、私どももこのF/S調査等をする会社に出資している出資者の立場として、F/S調査のスコープなんかを私どもが出資した会社で決める際には、出資者の立場として環境社会配慮の観点もちゃんと考慮に入れたF/Sを作りなさいというようなことは求めていくことは可能ではないかというふうに考えておりますし、今後ともそういう対応をしていけるのではないかなというふうに考えています。

【司会】

ありがとうございます。では、続けてお願いします。

【JACSES 田辺様】

前段のカテゴリ分類に関しては理解させて頂いて、後半のその出資者として必要な社会的責任を果たすという部分をうまくFAQなどで書き込めないかなというふうには考えておりまして、その点ちょっとご検討頂ければと思っています。

【国際協力銀行 稲葉】

どうもご提言ありがとうございました。頂きましたご意見を踏まえ、どういう形でFAQに落とし込めるか、私どもとしても検討させて頂きたいなと思っていますので、またその辺のアイデアが固まりましたらご相談に乗って頂きたいなと思っています。

【司会】

ありがとうございます。本件、他にご質問あるいはご意見等、ございますでしょうか。では、お願いします。

【国際協力銀行 松原】

国際協力銀行の松原です。1点だけ稲葉が申し上げたことの補足ですけれども、あと、先ほどご質問頂いた観点、FAQに盛り込むというところですが、出資者としてF/Sの中身に環境面が盛り込まれるように提言していくということは可能だと思うんですけど、結果を確保するというのはなかなか難しく、我々は100パーセント子会社として出資をしていれば別だと思うんですけれども、例えばDMICDCですと、我々は26パーセント出資をしますが、他はインド政府というようなものですので、載せられたとして、我々がアクションを取るということではなく、結果の確保というのは難しいということをちょっとあらかじめご認識頂ければと思います。努力はさせていただきます。

【司会】

ありがとうございます。ご意見、ご質問のほうはよろしいでしょうか。では、特には手が挙がらないようでございますので、項番3、これにて終了とさせて頂き、次、項番4番へ進ませて頂きます。4番についてもご提言、NGOの方々から頂戴しておりますので、まずは冒頭の説明をお願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。この件につきましては、ガイドラインのページ7のカテゴリCの分類の説明の部分でございます。カテゴリCの分類の中で というのがありまして、通常、特段環境影響が予見されないセクターやプロジェクトの例示として、追加設備投資を伴わない権益取得が入っていると。この追加設備投資を伴わない権益取得というのを削除するべきではないかというのが提言でございます。

理由と致しましては、追加設備投資を伴わない場合であっても、現地で環境影響が及んでいる場合、もしくは地元住民等が懸念を持っている場合等々がありますので、必ずしも追加設備投資を伴わなくても、問題が生じている場合にはきちっと対処する必要があるということで、これをアプリオリに書いてしまうと、きちんと追加設備投資を伴わない権益取得のプロジェクトにおいて、環境社会配慮が十分にいかない可能性があるというふうに考えておりますので、これをぜひお願いできればと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございます。項番4につきましては産業界の皆様からのご意見を頂戴しております。背景、あるいは補足説明がありましたらよろしくお願いを致します。お願いします。

【日本貿易会 平尾】

すいません。先ほど所属を名乗るのを忘れておりました。日本貿易会の平尾と申します。項番4についてですが、 の所に今、仰られましたように、追加設備投資を伴わない権益取得と例示として書かれておりますけども、実際のJBIC/NEXIさんの実務的には追加的な権益取得の場合、環境影響が及ぶことという場合には、それなりの見直しというか、それで影響があるとすれば、必ずしもカテゴリCに分類されていない、対象外となるというふうに認識しております。

従って、例示として残すことによって、そういうふうな全てがカテゴリCに分類されているような状況ではないと思っておりますし、現実になんかそういうようなプラクティスが行われているということで、この例示を特段ここから削除すること自体は必要ではないのではないかと考えております。

【司会】

ありがとうございました。では、最後、JBIC/NEXIのお考えということでお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

JBICの稲葉でございます。項番の4でございますけれども、田辺さんの方からご指摘のございましたとおり、ここは7ページ目の部分、カテゴリ分類の定義のところの部分でございまして、その一つ上のパラの所にただし書きがございまして、読み上げさせていただきますと、「次のいずれかに属するプロジェクトは、原則としてカテゴリCに分類する。ただし、第2部3.に示す、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものは除く」ということが今の環境ガイドライン上も明記させて頂いております。

それと、実際の出融資の案件の場合、各案件、必ずプロジェクトの実施主体からスクリーニングフォーム、これをご提出頂いて、そのカテゴリ分類結果とともに、頂いたスクリーニングフォームについては、JBIC/NEXIのホームページにアップをさせて頂いております。

お手元にもし、ガイドラインがございましたら、26ページ、27ページをお開き頂きたいと思います。これがスクリーニング用フォームの質問項目になっておりまして、26ページの質問3の所を見て頂きますと、既に行われているプロジェクトは、現地住民等より強い苦情や、現地環境当局から指導や工事中止、操業停止命令を受けたことがありますかという質問がございまして、仮にそういった苦情とか工事中止、操業停止命令等を受けていたら、答えの所で既往（苦情等あり）という所にチョンをしてもらって出してもらうことになっております。

それと、続きまして27ページの質問8と質問9をご覧頂きたいのですけれども、これについてもこの質問を通じて、影響を受けやすい地域にありますかという質問をしたりとか、プロジェクトにおいて、以下に示す特性が予見されていますかということで、非自発的住民移転だとか地下水の問題だとか、埋め立てだとか森林伐採とかについて、それに該当するかどうかというのをチェックして頂くことになっておりまして、その後に質問12の所で、追加設備投資を伴わない権益取得等のプロジェクトに該当しますかということで、全案件この質問3と質問8と質問9にはお答えを頂く形になっております。

実際、実務として我々はどうやってカテゴリ分類、仮に新たな新規の設備投資を伴わない権益取得案件が出てきたときに、どういうカテゴリ分類をやっているかというのと、まず、この頂いたスクリーニングフォームを見て、質問3とか質問8とか質問9にチェックが付いているかどうかを確認します。チェックが付いたら自動的にカテゴリCにするということとはしておらず、その中身をあらためて実施主体なりに確認して、ここにチェックが付いてますけれども、これは具体的にはどんな苦情なんですか、それからあと、影響を受けやすい地域にあるといいますけれども、それってどのぐらい離れた所のどういうものがあるんですかと、非自発的住民移転があると言っていますけれども、何人ぐらいでその現状はどんな

ってるんですかというようなことを一個一個確認をさせて頂いた上で、CじゃなくてBとかAにする必要があるのであれば、そのプロジェクトの実態に合わせてBにするなり、場合によってはAにするなりというようなことをやっております。

ちなみに今回、今のガイドラインが制定されて以降、新規の投資を伴わない権益取得案件でカテゴリCにしなかった案件、今言ったような質問3だとか質問8とか質問9の回答状況を見て、我々の中で確認をしてCにはしなかった、これが我々が把握している限りでは4件ございます。南米の資源開発の案件ですとかを中心に、あるものは影響を受けやすい地域にあるという所にチェックが入ってございましたので、それを基に確認をしてBにした案件、そういったものが実際やっております。

ですので、恐らくNGOの方々のご懸念というのは、新規の設備投資を伴わない権益取得案件だと、もう自動的にJBIC/NEXIはカテゴリをCにして目をつぶってやっているんじゃないかというご心配をなさっておられるのかなと思うんですけども、実際は我々もそれなりのチェックを利かせて、これは原則はカテゴリCなんだけれども、新規の設備投資がない権益取得案件という原則であればカテゴリCなんだけれども、やはり、ここのただし書き、先ほどご紹介致しましたただし書きに該当するような案件については厳しめというか、カテゴリBにするなりというような対応を実際に取りているということをこの場を借りてご報告というか、ご紹介をさせて頂きたいと思います。

それと、そういったことをやっているんだったら、そういうことを例えば先ほどのご提案ではないですけども、FAQとかに書いてはどうかというようなご提案も恐らくあられるかもしれないなと思っております。ですので、追加設備投資を伴わない権益取得案件においても、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当する場合を、今、自動的にカテゴリCとはしないで、その影響度合いに応じてカテゴリBやカテゴリAとすると、そういった形で今やっております運用の考え方を明示することは検討可能かなと思っております。

【司会】

では、続けてお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。先ほど稲葉さんがおっしゃられたスクリーニングフォーム上の手続きというものは私もNEXIも同様に実施しております。こちらのほうの追加設備投資を伴わないというようなことであっても、必ずしもそれが自動的にカテゴリCとするような手続きにはなっておりません。

さらにもう1点ちょっと付け加えさせて頂きますと、先ほど稲葉さんがFAQの話をされておりましたが、今、確か前回のガイドラインの改訂のときにもこういう議論があったかというふうに記憶しております。その議論を踏まえて、今の時点でもJBICさんとNEXIの

FAQの部分のこの部分に関しては、誤解がないように環境影響が生じているかいないかということちゃんと見ていくんだということを書かせて頂いております。私の方からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。この件につきまして、ご意見あるいはご質問等、ございますでしょうか。どうぞ。お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上です。要するにこれ、ここで限定というか除外されているので、これ全部ではありませんという話なんですけど、もう一つはプロジェクトの、思い出しました。プロセスでチェックが、不安に思ったのは、自己チェックでうそはつかないという前提で皆さんやられているんですけど、知らないというか、気付きませんみたいな話もあるかなとか、それはしょうがないんですけども、そういう面もあるのであんまり、後でそれは本当は違いましたということになれば、違いますということになるとは思いますが、あんまりそれはある程度出される方の情報をもらうという意味で、これは非常に重要なのでそういうことになってるんだと思いますが、色々チェックがあって、最終的に12問目でイエス、ノーで自分なりに評価をしてこれは影響が軽微かどうかというのを、例示はあるけども、これは上にあれば、そのFAQを読んでもの方は、恐らくそれでたとえこの例示であってもこれはノーになるという話というふうに理解すればいいということですよ。

ただ、スルッと、あんまりちゃんと読んでない方はもしかするとイエスにしてしまうのではなかろうかという、あるいはこの例示で入っているので誤解を、FAQを読んでもらえばいいんでしょうけど、ちょっと不安というのとあるので、もし、可能であればここに、ちゃんと読めば、恐らくこれは追加設備投資を伴わない権益取得でも、予見されないということが重要なのでってこれは分かるんですが、これだけチョロンと書いてあるとセーフかなという誤解を招くかもしれないので、ここを削ってというのが一応提案なんですけども。

もしかすると、ここに限定するような、カッコで入ってるからちょっとややこしいんですけども、つまり、そもそも2番目が予見されないセクター、プロジェクトって書いてあるから、その中にさらに環境が予見されないとかわざわざ入れると、ちょっと説明として非常にややこしいからちょっと難しいなと、今思いついたんですが、本当はここに、要するに限定句、修飾語を何か入れられないかなと思ったわけです。追加的設備でも環境影響が低い場合とか入れるとすっきりするなと思ったんですけど、わざわざ2番目のタイトル自身がそういうふうに書いてあるので、その例示として書いてある所がそもそもこの追加的設備投資を伴わない権益取得はそういうもんなんですというふうに認識されるような書き方

りなので困ったなという、なんとかなりませんかという。すいません。なんかあやふやな質問で。

【司会】

ありがとうございます。

【国際協力銀行 大島】

JBIC環境審査室の大島でございます。まずは受け取ったスクリーニングフォームに誤記がないとか、意図的に誤ったものを載せてくることがあるのでは、とは我々も思っておりますけれども、誤記で間違った情報が提供されるという可能性を排除するために、我々としては色々なツールを使ってダブルチェックというのをかけております。

例えばインターネットを使つての検索、あとは我々は事務所を持っていますので、事務所からの情報提供、さらに、具体的な会社名はちょっと申し上げられませんが、欧州系のデータベース会社、こういう環境方面について特化して情報提供をしている会社があるんですけれども、そちらと契約しまして、例えばプロジェクトのネームとか国とかを入れると、何か問題が起こってないかとか風評ですね。この辺がバーッと検索できるようなシステムを契約しておりますので、そういうものを使ってダブルチェックをかけていると、こういう実態がございますので、仮に申請者の方が、スクリーニングフォームを記載して頂く方が、誤って情報を出されてきたとしても、我々の所で網に引っ掛かるような体制は取らせて頂いているということでございます。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

いいですか、ちょっとついでに。今思い出して。例えばこの3番ですけど、何せ苦情って強い苦情って書いてあるので、自分たちのには強くないなみたいな解釈をする余地があるわけですよ。外側から見ると、いや、すごい強い苦情だったのにみたいな、そういう解釈の幅がありますから、だから、本人的にはこれは正しく書いてますと。それはでも、外側から見ると違いますみたいな、じゃあ、どっちが正しいんですかという話もあるような、そういうものも見受けられるので、そういう意味で、例えばデータベースがどこまであれか分かりませんが、ないよりはあったほうがもちろんいいとは思うんですけどっていう不安もあるという。

例えばこの3など、そんな感じをちょっと受けたという、なりますので、実際も色々社会紛争というのは結構難しいと思うんですよ、評価が。なので、これでやってるからというのはなかなかちょっとそれだけだと納得しづらいなと思っただけです。すいません。

【司会】

ありがとうございます。じゃあ、続けてお願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。今、ご説明の中で追加設備投資を伴わない権益取得でカテゴリCにできなかった案件が4件あるというふうに仰ったんですが、これは非常に複雑な文章構造になっていて、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものは除くというこの規定によってこの4件が排除されたのか、それともこの特性や地域には該当しないんだけど、そういった様ざまなりサーチによって4件をCにできなかったのか、それはどちらなのかなと思って。

【司会】

ありがとうございます。

【国際協力銀行 稲葉】

4件が具体的にどういう理由でカテゴリCにならなかったか、個別案件の名前はなかなかちょっと出しにくいのでばやかして言わせて頂きますけども、一つは南米の鉱山関係の株式取得案件、追加設備投資を伴わない株式取得案件。これはプロジェクトの地域が生態学的に貴重な生息域、生息地、貴重種の生息地および先住民族の生活区域というのに該当したのと、特性として大規模な地下水および土地造成に該当するという案件がございました。

それから、もう一つの案件、これも南米の鉱山関係の案件ですけども、追加設備を伴わない権益取得案件ですけども、権益取得の対象となる鉱山プロジェクトが保護区および文化遺産という地域に一部またがるということで、これもカテゴリCにはしなかったと。それからあと、北米のこれも鉱物関係ですね。追加設備を伴わない権益取得案件で、これも地域が貴重種の生息地および少数民族の生活区域に該当するということで、CにはせずにカテゴリBに入れました。

それから、これも同じく鉱山関係ですけども、オセアニアの案件で、同じく追加設備を伴わない権益取得案件、権益取得対象の一部鉱区が、これは一部鉱区がまだ操業する前だったということで、将来的に環境への望ましくない影響を与える可能性があるので、カテゴリBにしたというケースがあります。そんなところですね。

【国際協力銀行 大島】

あと、追加がもうちょっとあるんですけどいいですか。JBICの大島でございます。今、稲葉からご説明させて頂いた案件というのは実施状況調査の対象案件のみということで、例えばこれ以外にも、操業後オペレーションが1年に満たなかったということで、我々の環境審査室の中で独自ルールを作っておりまして、1年未満の案件は操業実績がほとんど

ないに等しいということで、こういった案件も自動的にCにはしないという体制を採っております。

【司会】

ありがとうございました。追加でのご質問、ご意見など。

【国際協力銀行 松原】

国際協力銀行、松原でございます。先ほど川上さんの方からご質問を頂いた中で2点お答えをした方がいいかなと思う点がございまして、一つ、スクリーニングフォームの中で強い苦情というのは主観的な要素が入るのではないかとこのところでございます。ここはまさにご認識頂いているとおり、苦情というのはいろんなものがありますので、ここをおそらく形容詞なく苦情とすると、本当に小さなものから拾わなければいけないんですかということになると思いますし、これはもう環境ガイドラインとか、我々の環境レビューの思想ですけれども、本当はそういう主観的な要素が入ったというようなことを排除するために、全ての案件について包括的な環境レビューができるといいんだと思うんですが、それはコストベネフィットの関係で非常に非現実的であるという中で、重大な影響が及ぶものをカテゴリAあるいはBということにして、それに絞って環境レビューをやるとというのが発想だということでございます。ですので、その中でここは強い苦情という表現で事業主様の方から、あるいは借入人さんの方から申請頂いているというものとご理解頂きたいなと思います。

あと、環境ガイドラインはその立て付け上、今、本文の中では 、 、 と書いてあって、 で追加設備投資を伴わない権益取得とあるので、FAQを見る人ならそれはいいんだけれども、そうじゃない人だとこれをもってCになるんじゃないかという判断があり得るんじゃないかというご指摘もありましたけれども、その観点で言うと、カテゴリ分類をするのはあくまでJBICですので、JBICの中でも営業部と環境室の間で協議をしながらカテゴリ分類をすると。それだけチェックを働かせてますから、このスクリーニングフォームの情報が誤っていなければ、そこは適切な環境カテゴリ分類ができるかなというふうに思っております。

事業者の方、借入人の方からすれば、まずはこのスクリーニングフォームを埋めてくださいというリクエストを我々からさせていただきますので、これをご覧になって順番に埋めていかれて、最後、その追加設備投資を伴わない権益取得ですかという質問は、実は最後にしか出てこないんですね。質問12という所に出てきますけれども、それまでの質問を全部埋めて頂きますので、順番として、これの判断に必要な情報というのは、追加設備投資を伴わない案件であっても十分にスクリーニングフォーム上載してくるという構造になっているというふうにご理解頂ければと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。追加でご質問、ご意見等、ないようでしたら、次、項番5にと進ませて頂きます。項番5につきましてもNGOの皆様からのご提言でございますので、まずは冒頭のご説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺と申します。これはNGO提言の3番ですね。戦略的環境アセスメントということで、JBIC/NEXIがマスタープラン段階から関与する場合は戦略環境アセスメントを適用するべきであるということで、これはJICAも同様な要件を持っているということから、マスタープラン段階からのものについてはそういったそれ相応の環境社会配慮を行うべきではないかという趣旨で提案させて頂きました。

個別の実施状況調査の質問の中で、質問の5ですね。戦略的環境アセスメントレベルのEIAが提出された案件は該当なしということだったんですが、これも先ほどのデリー・ムンバイ産業大動脈公社の中で、マスタープランレベルの調査もやっているということで、そこに対する、それと先ほどの提案と同様のレベルでの提案だったんですが、ちょっと先ほどのカテゴリ分類の中で、こういったFAQの中で、その出資者が責任を果たしていくという方向で検討するということでしたので、これも含めて検討頂ければというふうに思っております。

【司会】

ありがとうございます。では、続いて産業界の皆様からのご意見を頂戴しております。お願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。JICAの場合、プロジェクトの初期の段階から関与をするということで、戦略的環境アセスメントを適用するのは一定の理由があるんだろうと思いますけれども、JBIC/NEXIさんの融資・付保に関しましては、海外のプロジェクト実施主体が国際入札にかけて、日本企業が落札したときに融資・付保が行われると認識しております。従って、前提がかなり違ってくるのかなというふうに思っております。

そういうふうなこともあり、他国ECAも戦略的環境アセスメントを適用してるというのはないのかなと認識しておりまして、他国ECAがやってないルールをJBIC/NEXIさんのガイドラインの中に適用するということはイコールフットィングの問題があるというふうに認識しております。

【司会】

ありがとうございました。受けましてJBIC/NEXIのお考えをお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

JBICの稲葉でございます。先ほどの項番3でもご説明をさせて頂きまして、ちょっと繰り返しになりますけれども、私どもの出融資をしている先の企業がやっている事業がF/Sとか現地の許認可取得支援業務のみの場合は、先ほどご説明したとおり、その部分を事業とみなしてカテゴリ分類をさせて頂くのだと思っております。

それで、その私どもが出融資をする先の企業が行う事業に、その先のプロジェクト、具体的なプロジェクトへの出融資というのも含まれて、私どものお金がそこに充てられるといった場合には、私どもは最終的なプロジェクト、ここにおいてちゃんと環境社会配慮がなされているかどうかをガイドラインに則って確認させて頂くというのが私どもの基本ポリシーというか、基本的な立場だと思っております。

仮にF/S調査等の結果、プロジェクトが実施されることとなり、そのプロジェクトそのものへの出融資を私どもがやることになった場合には、そのプロジェクトにおいてSEA、戦略的な環境アセスメントといったものが既に作成されている場合については、必要に応じてそれを参照するというに尽きるのかなと思っております。これはうちが突出して他のECAに比べてどうのこうのということじゃなくて、OECDのコモンアプローチの中にもIFCのパフォーマンススタンダードの考え方に準じるという部分がございます。IFCのパフォーマンススタンダードを見ますと、必要に応じて考慮に入れるべきものということの中に例示が幾つかあって、計画だとか調査だとかアセスメントとして幾つか例示がされているんですけども、その中にSEAというのも含まれていますので、IFC自体も必要に応じて考慮に入れるとパフォーマンススタンダードに記載されているということを踏まえますと、私どもが参照する基準としてIFCのパフォーマンススタンダードを参照するとする対象の案件については、この考え方に基づいてIFCと同様、必要に応じて考慮に入れるということかなというふうに考えております。

【司会】

ありがとうございます。

【国際協力銀行 稲葉】

すいません。今の考え方であれば、産業界の方のご懸念であるイコールフットィングについてもOECDのコモンアプローチのラインで我々是对応するという事で、ご懸念には当たらないのかなというふうに考えておりますことを補足させていただきます。

【司会】

ありがとうございます。追加での意見、ご質問等、ございますでしょうか。お願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原です。先ほどのご提言というかご要望で、本件についても、このSEAについてもFAQに盛り込むということを仰ったと思うんですけども、そのときのイメージなんですけれども、先ほどの調査段階に関与する場合のカテゴリ分類については、そういうことを出資者として、F/Sをやる場合はF/Sの中に環境面というのを入れてくださいというのを提言していくということだと思うんですけども、ここでのイメージではどういうふうなお考えでいらっしゃいますか。

【JACSES 田辺様】

その出資先の例えば企業がマスタープランの段階の調査を行う場合に、SEAの考え方を採り入れるよう働き掛けるというイメージです。

【国際協力銀行 松原】

分かりました。

【司会】

ありがとうございます。特にご意見、ご質問、ないようでしたら、5番、終わりと致しまして、次、項番6にと進ませて頂こうかと思えます。こちらは提言となっている主体がJBIC/NEXIということでございますので、まずはJBIC/NEXIの方からお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

続きまして項番の6番でございます。本件につきましては、投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報、例えばEIAとか、そういったものがそろっていない中でどうやって融資判断を行っていくかということに関する提言でございます。

産業界さんの方から頂いております要望書の中にも、本件についてはこういったケースの場合は柔軟な対応をとというようなご要望を頂いておりまして、私どもから提言した形になっておりますけれども、私どもに各企業からお持ち込み頂いている内談案件の中で、こういうケースの案件が幾つか具体的にも出てきておりますので、こういった案件が出てきたときの考え方を、今回の環境ガイドラインの改訂のプロセスの中で、NGOの方のご意見も聞きつつ、議論をさせて頂きたいという趣旨で提言をさせて頂いたものでございます。

この後、NGOの方から、色々ここに書かせて頂いております12項目プラス追加でご提言なりコメントを頂戴しておりますが、私ども、むやみにこういった案件を増やすつもりはありません。通常のプロジェクトの案件であれば、環境許認可が現地で下りて工事が着工して初めて資金需要が発生しますので、普通のプロジェクトものの融資においてはこういうことは起こりません。

これが起こるのは具体的にはどういうケースかという、一つ産業界の方からのご要望頂いているケースとして、資源の権益取得案件、それも初期の段階で日本企業のほうにこの権益買わないかといったような話があったとき、実際にその開発する何年か前の時点でそういうお話があって、巨額の資金需要が発生しているときに、やはり、資源の確保という観点から、JBICの政策にもNEXIの政策にも合致するから公的資金でサポートしてほしいというようなご要望を頂いたときに、一つ直面するケースかなと考えます。

それとあとは、ご懸念の一つとしては、融資の意思決定した後、後でEIAとかが出てきて問題が出てきたときにどういう対応をするのか、貸しっ放しじゃないでしょうということに尽きるかと思います。そこについては、EIAなりがちゃんと揃って、私どもの環境ガイドラインに基づいて環境社会配慮の確認をさせて頂く中で、ガイドラインに適合しない、もしくはガイドライン違反とみなされる事態が発覚した場合には、ご融資させて頂いた資金、NEXIさんの付保が使われている資金については強制的に返してもらう、我々の金融用語で言うと強制期限前弁済といいますけども、そういったようなかなり厳しい対応ですけども、そういうことも契約上、確保し、かつ、そのプロセスにおける情報開示というのも、恐らくNGO様のご関心事だと思いますので、本件についてはEIAとかその他、環境レビューの必要な書類が出ていない段階での与信でありますというようなことを何らかの形、これはちょっと今後、検討しますけれども、例えばカテゴリ分類をするときに、カテゴリ分類の結果をホームページにアップする中でそういうことが分かるようなことをはっきり書いて、NGOさんの目にもこれはそういうことでやったんだとか、その後、フォローがしやすいような仕組みをうまく作って、その後、EIAが出来上がったら、それは今のガイドラインに従って、直ちに私どもが入手すればホームページにもアップしというような、情報開示についてもなんら通常のプロセスで行っていることと同じようなことをし、それで環境レビューの結果、環境社会配慮確認の結果、問題ないとなった場合には、先ほど申し上げたような強制期限前弁済というふうな形でのペナルティーというか、仕組みもちゃんと作った上で例外的にやらせて頂くというのを私どもはイメージしております。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原です。今、稲葉から申し上げたとおりでございますが、1点だけ補足をさせて頂きます。この項番6でこういった案件を我々として取り上げたいかと思っている点でございますが、大きく分けますと二つございまして、一つは稲葉が申し上げたように、開発はまだ先なんだけれども、かなり手前の段階で権益を取得される案件について、そこで資金需要が発生してしまう場合というのがございます。もう一つは、我々が直接プロジェクトに対して融資をせずに、我々がご融資をした、あるいは我々JBICについては出資という業務をやっていますけれども、出資をした先が個別のプロジェクトをやっていくという場合、これを想定しています。

JBICの業務として、昔から銀行さん向け、あるいは金融機関さん向けにご融資をさせて頂いて、その金融機関がその先のプロジェクトに融資をするという類型がございまして、そういった場合というのは、我々はカテゴリ分類FIという所に分類をしております。その場合の考え方は、銀行が、サブローンと呼んでいますけれども、さらにその先にご融資をする、その先の方が基本的には環境社会配慮をして、その銀行が環境社会配慮確認をするということなのでFIと呼んでおります。これは実施状況調査のところで申し上げましたが、案件によっては我々が直接やっている場合もございますけれども、そういう場合はFIと。

ただ、昨今出てきている案件の中では、我々がご融資、出資ですか、する相手が銀行ではなくて、直接その事業実施主体さんであるという場合に、我々が出資をする時点では、我々が出資をする資金がどこに当たるかというのが決まっていなかった場合があるんです。出資といってもお金をすぐ出すわけではなくて、その後、順次出ていく場合というのがありますので、そういった場合に、出資を決定する時点ではプロジェクトが決まってない、出資をコミットした後に、じゃあ、このプロジェクトに充てますということで出てくる場合があるといった場合も同じような考え方を使わせて頂きたいなというふうに思っているということです。補足は以上でございます。

【司会】

ありがとうございます。項番6につきましては、産業界の方々からのご意見を頂いておりますところを、補足等、お願いを致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。今、JBICさんからお話がありましたけども、最近、資源等で初期の段階で権益取得のための資金ニーズが発生するという事例が増えていると。特にエネルギー関係等は今のエネルギー輸入の状況によってかなりの国富が失われていると。税金の世界、増税、減税等であれば、日本国内で富の再配分あるいは資金の循環が行われるんですけども、このエネルギー輸入については、国富が外に流出しているということで大きな問題かと思ってます。それから、高いエネルギー価格あるいは資源価格は電力料金の高騰、あるいは原材料価格の高騰ということで、日本産業の国際競争力の面でも将来的にさらに拍車を掛けて、日本経済にダメージを与えるものだと思っております。

こういうふうな状況もあって、JBICさんの本来の目的であります日本産業の国際競争力の確保にも資するというふうな、この要請はそういうものだと思っておりまして、現状、EIAが出てない段階で融資をするというのはなかなか制度上、難しいわけになっておりますけれども、お話のありましたように、期限前償還等の条件も、考えて頂きながらこういうふうなEIAが出る前の資金ニーズに対しても対応を頂きたいというのが我々のお願いでございます。

【司会】

ありがとうございました。続いてNGOの皆様からも意見、本件、頂戴をしております。お願い致します。

【JACSES 田辺様】

環境・持続社会研究センター、JACSESの田辺です。この件については、まず、この意思決定後に環境レビューを実施することの是非について議論させて頂ければと思います。これをやる場合にどういったことを検討するかというよりも、まず、やるかどうかということを決してから議論するべきかなと思っていますので。

まず最初に3点質問したいと思っております、一つはOECDコモンアプローチの規定との関係ですね。これ、OECDコモンアプローチを読むと、例えばパラグラフの37で、カテゴリーAに相当する場合は30日前にEIAを公開するという規定がありますので、また、さらにいろんなこのパラグラフ全般にわたって、基本的には環境レビューというのは意思決定前にやるということを前提に書かれている規定ですので、これに反する可能性がないかどうかということはどういうところはどうに整理するのかということが1点です。

それから2点目は、他のECAについてはこれと同様なことをやってるのかどうかという点でして、イコルフットイングの観点から、他のECAがやっていないことをやると非常に問題になる可能性があるということです。

それから3点目は、IFCも同様の対応を可能としているというふうに理解ということなんですが、確かに仰るとおり、一部の遅れを許容するような規定というのはIFCの政策の中にはありますが、EIAそのものまでやらないで、IFCが融資をするようなことをIFCが許容してるのかどうか。というのは、そういう理解をIFCは、IFC自身がもし、そういうプロジェクトがあれば教えて頂きたいですし、これを読む限りは、IFCは一部の文書の提出の遅れみたいなのは、もしくは一部の規定、パフォーマンススタンダードの規定は融資決定後に適切な期間をもってコンプライアンスを維持するというような理解をしているので、非常に重要な環境レビューそのものを先送りするような規定ではないというふうに理解しているんですが、どのように理解されているのか教えて頂きたいと思っております。

【司会】

ありがとうございました。3点ほどありますけれどもお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

ありがとうございます。頂きました質問のうち、1点目と2点目、OECDコモンアプローチの関係と他国ECAとの関係のところからご回答させて頂きたいと思っております。もとも

とOECDのコモンアプローチというのは輸出信用機関が対象となっているので、各国にある輸出信用機関、メインには輸出金融の世界の話のルールでございます。

一方、私どもJBICの場合は、輸出金融以外にも、法律上も資源の確保というような目的規定がある中、その部分が他のECAがやってない業務に該当する。それで、産業界さんの方からご要望頂いてる点に即して言いますと、資源の確保という観点から、開発の初期段階に権益取得案件が出てきたときに、そこに巨額の資金需要が発生するので、そのタイミングでJBIC/NEXIさんの資金を使いたいというのが一方にあるという観点から、OECDのコモンアプローチの関係で言うと、彼らが想定してるのは自国の輸出の支援という観点から、先ほど私が申し上げたプロジェクトもの、インフラプロジェクトの機器の輸出とか、そういったところで、そもそも普通にプロジェクトが立ち上がっていけば、実際に資金需要が発生するのはEIAも終わって環境許認可も下りて、各ECAの環境社会配慮確認も終わった後に初めて資金需要が発生する案件を想定してこのOECDのコモンアプローチというのは出来上がっているというふうに考えられるのかなと思っておりまして、そこはちょっと他の国のECAと、私どもが政府からやりなさいということで、法律上もご指示を頂いております業務、資源の確保という観点からの業務というのが、このOECDのコモンアプローチとか他のECAとはかぶらない部分であるのかなというふうに考えています。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原ですけれども、続いて3点目、IFCが何をやっているかという観点ですけれども、IFCの業務はJBIC/NEXIに比べますと、いろんな業務がIFCにはありますけれども、その中で非常に初期の段階から、プロジェクトに例えば出資をして、もう本当に一緒に開発をしていくというようなファイナンスも彼らはやっているというふうに我々としては認識しておりまして、そういった案件においては、恐らくまだその時点でEIAができてないというものもあると思いますので、オペレーションの中で、我々はちょっと具体的な案件、どれがそれに当たるのかというところまで調べてないですけれども、存在しているというふうに認識をしております。

今、田辺さんからご指摘のあったIFCのポリシーのどこを指しているかということもありますけれども、我々としてそのIFCのポリシーの中で参照しているのは、パフォーマンススタンダードではなくてPolicy on environmental and social sustainabilityというポリシーがありますけれども、その中ですと、43パラグラフ目にそれに関する情報がありまして、そこで書いてあることをかいつまんで申し上げますと、IFCのファイナンスの使途が、まだIFCの審査の段階で完全には特定されていない場合、あるいは開発前のビジネスに投資をする場合には、IFCはそのビジネスアクティビティーの性質に応じたカテゴリ分類を行うということを書いております。

その上で、そういった場合においては非常に情報が限られているということで、そのIFCの環境社会配慮に関するデューディリジェンスというのはボード・アプルーバルの後

に管理をさせるというような書き方がされてございます。恐らくこのパラグラフに沿った案件というのはIFCの中であるのかなというふうに我々としては認識しているということでございます。

【司会】

ありがとうございます。追加で。お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。先ほどJBICの稲葉さんの方から、JBICさんのほうで色々と融資する案件というのは輸出信用に限らずということであったんですけども、これはNEXIも同様でございます。全ての案件というのがその輸出信用に該当しているわけではなくて、事業資金への付保、そういったものもございまして、NEXIもこれに該当する場合はございます。

それから、先ほど田辺さんの方から2点目で、他のECAとのイコールフットイングということでご意見があったんですけども、個人的になんですが、イコールフットイングの重要性についてご理解頂けているのは非常にありがたいというふうに思います。以上でございます。

【司会】

ありがとうございます。追加でご質問、ご意見、どうでございましょうか。お願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。コモンアプローチとの関連、それからIFCの規定との絡みというのは分かったんですが、実際に違反をきちんとJBICが違反だというふうに、規定上、言えるのかもしれないんですけど、運用の中で、きちんとこれまでNGOが違反だというふうに指摘してきた中でも結構問題はたくさんあり、かつ、実施状況報告なんか見ても、我々が見ても違反だというふうに思える点は多々あり、そういう中でも期限前償還ということはこれまでされていないというふうに実施状況報告書の質問の中ではあり、そういった中で本当にJBICとして止められるのかどうかというのが非常に、つまり、これまである程度違反というふうにちゃんとJBICが指摘をして、実際にそういう案件を止めているという実績があれば我々も理解ができるんですけど、そういった案件がない中で、じゃあ、止めますと言われても、なかなか本当に止められるんですかっていうところが非常に大きな疑問として残るんですが、その点はいかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございます。では、JBIC/NEXI、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

この件については、産業界さんからの考え方のところにも、不適切な結果が出た場合には強制償還とすること等によりというようなことを産業界さんとしても認めておられる。あと、この今、想定しているような資源案件で、初期の段階での権益取得案件の場合は、権益を取りに行かれる日本企業さん、今日お集まりの各社さんが直接の当事者になっているので、ここに書いてあるとおり、産業界の方々も期限前弁済を受けて立つと高らかにご宣言を頂いておるんで、我々としてもそういう事態が発生すれば、躊躇なく行使するということだと考えております。

通常のプロセスと違ったことをやるということは我々、認識しておりますので、その代わりこれは厳しくやるぞと。本来であれば、EIAがちゃんと出来上がって、それをちゃんと確認した上で金を出すというのが我々のベーシックポジションなんだけれども、本件は、一方で資源の確保という日本の政府の課題、政策目的を実現するために、やむにやまれぬ事情で巨額な資金需要がまだEIAとかが出来上がってない段階で発生して、それをサポートしてもらえないとこの権益取れないという、もう例外的な状況で案件が多分、持ち込まれる中で、例外的なんだから、ちゃんとそこは分かってますよねというような対応で臨むのかなと思ってます。そのあたり、産業界の方のご意見も聞いてみたいんですけれども。

【司会】

ありがとうございます。ご意見ということでございますが、いかがでございましょうか。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。今、稲葉さんが仰ったとおり、我々としても、コモンアプローチでもカテゴリA案件についてはEIAが出るのが原則というふうにされてると認識しております。まして、権益取得から2年後、3年後に実際にプロジェクトが始まるという案件については、プロジェクト実施段階できちんと評価をして頂いて、それでもし、不適切な事案であれば強制償還するのもやむを得ないと。

しかしながら、今のエネルギー事情等を考えて、取得の案件、2年後、3年後に実際の開発が始まる案件であって、安いときに権益を取得するというのは、今の日本の置かれた状況からは非常に重要なことであり、JBICさんがおっしゃられたように、日本の政策上にもこれを応えて頂くことが合致しているのかなと思っております。

【司会】

ありがとうございます。追加でのご意見、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

意見というか質問なんですけど、ちょっと分かんなかったのは、例示で、案件の性質上ということで二つ例示されて、権益取得と、もう1個は出資でしたっけ。出資先がどこか、何かさらにサブなんですしたっけ。ローンでしたっけ。

【国際協力銀行 松原】

サブプロジェクトです。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

サブプロジェクトになってるので、出資の段階ではどういうふうに使われるか決まっていようなケースというふうに私は理解したんですけど、あまりまだはっきりはよく分かってないんですけど、権益の場合は、要するに、その先に色々プロジェクトがあって、先に権益取得をということで、先のことはよく分かんないんだよという話かなというイメージなんですけど、この出資先の2番目のほうについて、よりよく分かんないんですけど、これは先の何にやるかもよく、それはエネルギーっていう、今までの流れ的にいくとエネルギー系のお話っていうことって理解しておいていい、で、その何をやるか、出資先の所がどこに出すかはあんまりはっきりしないんだけど、エネルギー系の所になんか出資するという、そういうお話っていうふうに理解したらいいんでしょうか。すみません。

【司会】

追加のご説明をお願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原ですが、申し上げたように2番目の類型については、これは特にエネルギーに限ったことではございませんで、特にセクターは限らないというものです。我々の出資をするときには、必ずというわけではないですが、基本的には日本企業さんと一緒に事業に出資をしていくということなんですけれども、この2番目の類型、特に考えてるのは、個別プロジェクトの関連での出資というよりも、昨今、日本企業さんが海外の企業さんをM&Aなどで買収される、あるいは買収までいかなくても提携という形でかなりのシェアを取得されるというケースが増えてきております。こういったところにJBICも一緒に出資をしてほしいというご要望を頂くことがございまして、その場合に、通常は既存の株主さんから株式を買い取る形の、先ほど出てきた権益取得の形ということになるんですけれども、時に出資先の企業さんが新しく株式を発行されて、それを我々が取得すると。その資金というのは新しい資金ですので、新たなプロジェクトに使われるという場合がございます。

ただ、新しく発行するというのは、その時点で、先ほど申し上げたように、1億ドル発行しますと言ってお金を払い込むのではなくて、払い込むためのプロジェクトができた

ここで順次増資をしていきますという場合がございます、そういった場合というのは、じゃあ、どのプロジェクトをその出資先の企業さんがやろうとしてるかというのはコミット時点では見えないんだけど、日本企業さんとJBICが一緒になって出資をする、その企業に出資をしていくというタイミングはその前に来てしまった。だから、出資コミットを先にしないといけない、そういうケースでございます。

【司会】

ありがとうございます。追加のご質問でしょうか。お願いします。

【JACSES 田辺様】

今の事例なんですけど、カテゴリFIというカテゴリはそういった場合も含まれるのかなと思ってたんですけど、これはJBICがどうこうというよりは、IFCなんかの規定を見ても、別にFIのそのファイナンシャル・インステテューション、そのインターメディアリっていう、例えば金融機関だけがFIの案件ではなくて、そういった出資案件で将来的にプロジェクトが見えないところもカテゴリFIっていうふうな理解でいたんですけど、それはJBICさんの場合、違うということなんですか。それともIFCも同じように、そういった場合のこのカテゴリ分類の在り方というのが若干違うのかなと。

【司会】

お願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原です。IFCのFIの場合に今仰ったような事例が含まれているのかというのは、ちょっと我々も詳しくは調べてはいないです。我々でこれはFIではなくて、あくまで通常のカテゴリを振る案件なのかなと思っているのは、FIと振る案件というのは、恐らく financial intermediaryということなんですから、この環境ガイドラインの全体の考え方として、事業実施主体の方が居て、その方が環境社会配慮を行うと。それを確認する、けん制体制ではないですが、確認する主体として、通常の案件であるとJBICがあり、NEXIが居ることだと思うんです。

FIの場合は、それを直接確認するのがJBIC/NEXIじゃなくて、FIの financial intermediaryの方に確認をしてもらうということなんですけれども、今申し上げているような事例になると、我々の出資先という方が直接事業を行うので、確認をする主体が居なくなってしまう。その場合にFIにすることかなと思ってまして、それを確保するためには、あくまでJBIC/NEXIの側で環境レビューをするということを考えると、今まで申し上げているようなことになるのかなという、そういう考え方でございます。

【司会】

ありがとうございます。お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

となると、その場合は、出資して、でも、見えてる、想定はされてるんですよね、じゃあ。出資するっていうことはそれなりの、この企業はこういうことをやるってもちろん分かって、それで出資するわけなんでっていうことですよね。やって、プロジェクトはクリアーには決まってないから評価をするのは難しいっていう、そういう話でしょう。

【国際協力銀行 松原】

それは仰るとおりでございまして、出資をした先が、JBICが出資をしたお金をどういうふうに使うか全く分からないということは絶対にございせんし、あるいはその先が、例えばそれを資源に使うのか、インフラに使うのか、工場を建てるのか、それも分かりませんということは通常ございせんので、出資先、当然その日本企業さんも出資をされるわけで、ある目的を持って出資をされますから、大体資金使途がどのセクターに当たるかとか、大体どの地域のプロジェクトに行くだろうというのは分かります。ただ、個別案件としてはまだ決まってない、そういうことなんです。

その場合にカテゴリCの案件であれば、もうそれ以上環境レビューしないということでしょうから、後に出てくるものがCであっても、あまりそういう手続きを取るということは考えてないですけども、それがA案件が出てきますという場合にどうするかという、そういう考えをします。

【司会】

ありがとうございます。じゃあ、追加でお願いします。

【JACSES 田辺様】

これを実施することの是非というのはまだ完全に納得というか、理解というか、できてない状況ではあるんですが、とはいえ、これからJBICさんのほうでガイドラインの案を考えられるということなので、もし、仮にこの意思決定後の環境レビューを実施するということになった場合に、どんな仕組みにすべきかというところについて若干質問させて頂ければなと思っています。

幾つか書かせて頂いたんですが、大きく分けて情報公開の点と、それから多分、契約の点ですね。情報公開の点についてはいつの段階でどういうふうな文書を出すのか、それぞれカテゴリ分類結果時にどういう情報を出すのか。それから、環境レビューが終わったというよりは、融資決定後に環境レビューを開始する段階で何を出すのか、それから、融資決定後に環境レビューが終わった段階で何を出すのかというのが、3段階でそれぞれどう

いった文書を公開していくのかということが重要なと思ってますし、それから、契約関係の点では、どのように前段階で合意を、契約をするのかということと、それからもし、それが守られなかった場合はどのように対処するのかということと、現在の規定はありますけども、現在規定プラスアルファで、何かこれらの点について、実施を確保するためにやることはないのかどうかといったあたりなのかなというふうに思っております。具体的にJBICさんのほうで何か考えている点があればお聞きしたいと思っております。

【司会】

ありがとうございます。では、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

この論点整理表のNGOの考え方の意見の5.から多分12.に挙げて頂いたご提言だと思えます。私も自身も仮にこういう例外的な、極めて例外的な扱いをするときに一番大事なのは情報公開だという認識でおります。別に我々、隠し立てをするつもりは全くないんで、やむにやまれぬ事情でこれはこうこうこういうことでやらせて頂きますというのはオープンにやりたいと。

ですから、EIAとかが出来上がってない時点で、環境レビューに先立って融資の意思決定を行わなければいけない案件については、そのカテゴリ分類を行った時点でその旨を、本件はまだEIAはできてないけれども、例えば資源の権益確保の案件で、このタイミングで買わないと資源の確保の観点から問題が生じるので意思決定をさせて頂きますといったようなことを、一言、二言、カテゴリ分類結果の所に記載をして情報公開をする。そのことによって関心を持たれておられるNGOの方たちにも、この案件がそういう経緯で、EIAに先立って承諾された案件だからちゃんとウオッチしようという、ウォーニング的な機能で皆さんに情報共有ができるような仕組みを考えていきたいなというふうに考えております。

それで、例えば5.ということで、カテゴリ分類にあたっては、想定される最も大きな影響に基づいて行われるべき、これはもう恐らくこのとおりかなと思っております。その時点でまだEIAもできてないんで、情報量というのは大変限られているかなと思いますけども、先ほど松原の方から話がありましたとおり、セクターとか、そういったものは大体分かっている。資源の案件であればオイルアンドガスだということは分かっていますから、基本的にはこのうちのガイドラインのカテゴリAに該当する案件ということで列記されているものに該当するものが対象となっているのであれば、それはそれに従って一番重たいというか、AなりBなりにするということだというふうに考えております。6.は先ほど申し上げたとおり、そのカテゴリ分類をやったときには、環境レビューは意思決定後であるというようなことを理由とともに明示をすると、これもそのつもりでおります。

それから、プロジェクト実施機関の環境社会配慮システム、事業予定地域の環境社会配慮リスク等について、意思決定前に環境レビュー、これはどういうプロジェクトによるかだと思います。権益取得の案件、このようなものであると、実際に権益を取られる企業さんが過去にちゃんとしたトラックレコードを有しているかどうかというのをまずはチェックさせて頂くのかなと思ってます。過去にちゃんとしたトラックレコードを有していないような会社さんだったら、こういった例外的な対応は差し控えさせて頂くというようなことだと思います。

それから、上記にあるような環境レビューに基づいた文書を意思決定前に、それはどういう形の文書でそういうことをどこまで書くかにもよりまずけれども、それも可能な範囲で検討することになるのかなと思います。それからあと、10.の所で、EIA等の環境社会配慮関連文書の提出期限は最長でも意思決定後、3年後以内とすべきということがありますが、ここはちょっと産業界さんのご意見、実際そういった先行して権益取得を押さえにいきなさいいけない案件が、通常何年後ぐらいにちゃんとEIAが出てくるのかというのは、私どもも知見がないので、その辺は本当に3年がいいのか、それともプロジェクトによってはケース・バイ・ケースかもしれないので、その時点でEIAが出てくるとされる日を個別案件ごとに日本の企業の方から申告して頂いて、それにアローワンスで3カ月加えるか、6カ月加えるかぐらいのプラスをした上で期限を設けるというのも一つあるかと思っています。この辺はちょっと今後、産業界さんの実際のプロジェクトに即したご経験とか個別案件の事情を教えて頂きながら、期限は何らか設定しなさいいけないと。その期限は貸付契約の中で明記をするということだと考えております。

それとあとは、意思決定後のEIA等の環境社会配慮関連の文書については環境レビュー後に公開するべきであるということですね。これは公開する予定でおります。それと、意思決定時に合意された期限内にEIA等の環境社会配慮関連の文書が提出されない場合は、JBIC/NEXIは信用を停止する。これは強制期限前弁済のことだと思いますけども、そういうことが確保されるような契約にするのかなと思います。これ以外にももし、不適切なことがあったら、EIAを見た結果、環境社会配慮の関係で問題があった場合は、強制期限前弁済にするというようなことを契約上も明示するということを考えているところでございます。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原ですが、5番のご意見について1点だけ補足をさせていただきます。この意思決定後の環境レビューというものが入った場合に、どういう形でその環境レビュー、意思決定の前に我々が手続きを行うかということですが、カテゴリー分類については普通の案件と同じように行うということだと思っております。借入人の方、事業者の方から、先ほど議論しましたけれども、スクリーニングフォームをご提出頂いて、それに基づいて我々がカテゴリー分類をします。

仮にそこでカテゴリCであるということであれば、それは通常の案件同様ですので、その後の環境レビューは省略します。ですので、この議論はあくまでその場合にカテゴリBとかAに分類された、だけれども、必要な情報が集まってこない。特にAですね。Aの場合は必ずEIAということですので、必要な情報が集まってこないという場合に適用されるということでございまして、その場合、どちらにしてもAですので、最も大きな影響に基づいて行うかどうかというよりは、Aになったんだけれども、情報がないのでどうしましょうかと、そういうことだというふうに考えております。

仮にその後、環境レビューをしていて、あるいはいろんな情報がだんだん明らかになってくる中で、最初、Bだと言ってたんだけれども実はAだというような場合は、これはこういう例に限られず、カテゴリ分類の変更をするというのはある手続きでございますので、実際、あまり例があるわけではないですけれども、特にこういった情報が不透明な場合というのは、そういうこともあり得るかなというふうには思っております。もちろん逆もあると思いますけど。1点補足させて頂きました。

【司会】

ありがとうございます。続けてご質問お願いします。

【JACSES 田辺様】

今、ご回答頂いた中で気になっている点は7の点でして、プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地の環境社会配慮リスク等についての、いわゆるプロジェクトが分かってない段階でも実施者が分かっている場合に、あと、大体のその事業予定エリアというのが分かっている場合に、事業実施国とか、そういった国の人権状況であるとか、その企業のトラックレコードはもちろんなんですけど、実施体制であるとか、そういったところを見る、配慮システムを見るのって、IFCなんかでは、既にこのIFCの政策の中では、そういった実施機関の配慮システムを見るというような環境レビューの在り方みたいなものが書かれていますので、ここをどこまで詰めていけるかなというのは少し気になる点ですので、ちょっと引き続きどういうポイントを見るかというのがどこまでガイドラインに書き込めるかというのは重要なというふうに思っています。

【国際協力銀行 稲葉】

ありがとうございました。その点は我々も大変慎重にやっていかなきゃいけないなと思っております。慎重にというのは環境社会配慮を慎重にやんなきゃいけない。特に産業界の方からご要望を頂いている権益取得案件の場合であると、大体鉦区はプロットされてる所のエリアなんで、地域の特定はできるのかなと。その地域について権益を取りに行かろうとされている日本企業の方に、EIAがない中でどれだけ情報を出して頂けるかということにかかっていると思います。

やっぱりこういう例外的な扱い、通常であればEIAがあって初めてJBIC/NEXIの資金が付くというのを、順序を逆にして例外的に政策的な重要性を踏まえて対応させて頂くということに伴い、産業界の方々にも情報提供の関係で色々のご負担を頂くことになるかと思っておりますので、その節はぜひご協力を頂きたいと思っております。よろしくお願いを致します。

【司会】

ありがとうございます。この項番6でございますけれども、他にご意見あるいはご質問等、ございますでしょうか。よろしそうなので、じゃあ、項番6はここまでとさせて頂きたいと思っております。

今までのところで本日予定をしておるところ、6まで参りまして、残り13～14分とあまりということでございますけれども、いかが致しましょう。お時間の関係もあるので、今日はここまでということによろしいでしょうか。では、今回はこういう形ということで、次回、7月14日月曜日の2時から、次の項番7からスタートさせて頂きたいと思っております。本日はどうもご参加ありがとうございました。

【国際協力銀行 稲葉】

1点、スケジュールを前広にご連絡をさせて頂きたいと思っております。今、司会の牛田の方からご紹介がございましたとおり、次回は7月の14日ということでお願い致します。第6回ですけれども、7月の30日水曜日、同じく2時からということで確定しております。それで、8月につきましてはお盆休みがありますので、ちょっと間、空いてしまいますが、2回今のところ開催を予定しておりまして、8月7日木曜日、それからお盆休みを挟んで8月の28日木曜日ということで、いずれも2時からということでこの会場を押さえております。

そういうことで、また追ってホームページ上で日時のご連絡はさせて頂きますけれども、次回、14日、その次が30日、その次が8月の7日、さらには8月の28日ということでご予約を頂きたいと思っております。本日はどうもお忙しい中、ありがとうございます。

(了)